

# 身体拘束等の適正化に関する施設指針

## 介護老人保健施設グリーンビレッジ安行

### 1. 事業所における身体拘束に関する基本的な考え方と方針

#### 1) 身体的拘束の原則禁止

身体拘束はご利用者の生活の自由を制限することで、重大な影響を与える可能性がある。

「介護老人保健施設グリーンビレッジ安行」は、ご利用者一人ひとりの尊厳に基づき、安心、安全が確保されるように仕組みを作り、施設を運営し、身体的・精神的に影響を招く恐れがある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しない

#### 2) 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルトや車椅子テーブルにつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐため、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

#### 3) 目指すべき目標

3 要件のすべてに該当すると委員会において判断された場合、本人、家族への説明を経て拘束を実施する場合もあるが、その場合もご利用者の状態や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組む

### 2. 身体拘束適正化委員会の設置及び開催

当施設では、身体拘束適正化のための体制を維持、強化するために身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」）を設置する。身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認、改善を検討する。（過去に身体的拘束を実施していたご利用者に係る状況の確認を含む）

#### 1) 委員会の構成員と役割

身体拘束適正化のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの職種は責任を持って役割を果たす

|      |         |                            |
|------|---------|----------------------------|
| 委員長  | 施設長     | 身体拘束適正化を伴う施設運営の総括責任者       |
| 委員長  | 介護部責任者  | 委員会の総括運営管理                 |
| メンバー | 介護部長    | 委員会の総括管理とケア現場における諸課題の総括責任者 |
|      | 事務長     | 委員会の統合管理 各種公的機関への報告・連絡     |
|      |         | 施設のハード・ソフト面の改善             |
|      | 医師（非常勤） | 必要により委員会への参加、医療行為への対応と記録整備 |
|      |         | 施設長・看護職員との連携               |
|      | 看護職員    | 状態観察 本人家族への説明 多職種連携 記録     |
|      |         | 医師・医療機関との連携                |
|      | 介護職員    | ケア方法の工夫、正確かつ丁寧な記録とその共有、    |
|      |         | ケアマネや看護職・相談員との連携           |
|      | 介護支援専門員 | プランの整備、意向の確認等利用者家族の意見調整、記録 |
|      | 支援相談員   | 家族等との連絡調整、医療機関との連絡調整、記録    |
|      | リハビリ職員  | 身体機能の評価 フロア職員との連携 情報の共有 記録 |
|      | 管理栄養士   | 栄養マネジメントからの取り組み            |
|      | 薬剤師     | 医師・看護職員との連携、内服薬の身体への影響の確認  |

## 2) 委員会の開催

身体的拘束の有無については、毎月高齢者虐待防止委員会で確認し、定時開催は3ヵ月に1回以上開催する

## 3) 委員会の検討内容

- (1) 前回の振り返り。施設内での身体拘束適正化に向けての現状把握
- (2) 3要件の再確認
- (3) 緊急やむを得ない理由から身体拘束を開始する場合（実施をしている場合を含む）には、3要件の該当状況、代替案について検討
- (4) (3) の場合の家族等との意見調整の進め方を検討、所定用紙への記載確認
- (5) 職員の倫理感向上のための方策を検討し、意識啓発や予防対策等必要な事項の確認、見直し
- (6) 今後の予定（研修等）

## 4) 記録及び周知

委員会での検討内容を議事録に定め5年間保管するとともに、委員会の議事内容について施設職員で周知徹底する

## 3, 身体拘束適正化検討・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束適正化と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育の実施する

- (1) 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束適正化のための研修を速やかに実施
- (3) 研修内容について記録し、5年間保管とする
- (4) その他必要な教育・研修

#### 4. 緊急やむを得ず身体拘束が必要となった場合

##### 1) 3要件の確認

緊急やむを得ず身体拘束が必要となった場合は、以下の判断基準が全て満たされた場合にのみ施行とする

##### 【切迫性】

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある

##### 【非代替性】

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない

##### 【一時性】

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされるもっとも短い拘束時間を想定する必要がある

##### 2) 要件合致確認

ご利用者の状態を踏まえ身体拘束適正化委員会が必要と判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施するが、拘束実施後も委員会での確に再検討し解除に向け取り組む

※様式 N03 使用

##### 3) 記録と再検討等      **ご家族への説明と同意**

緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、下記の項目について、具体的にご本人、ご家族等へ説明し書面で確認をとる      ※様式 N01 使用

- (1) 拘束が必要となる理由（個別の理由）
- (2) 拘束の方法（場所・行為・部位・内容）
- (3) 拘束の時間帯及び時間
- (4) 特記すべき心身の状況
- (5) 拘束開始及び解除の予定（特に解除の予定が必要）
- (6) 日々の記録は拘束経過用紙及び支援ケア記録に入力する      ※様式 N02 使用

##### (補足)

- (1) 法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、当施設では専用の様式（No.1）（No.2）（No.3）を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する

- (2) 身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する（様式No.3）
- (3) 所轄官庁の指導監査が行われる際に提示できるようにする
- (4) フロアからの意見と記録をもとに身体拘束適正化委員会での会議の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する  
その場合には、利用者本人・家族に当該部署から連絡を行う

#### 4) 委員会への報告・提出

各所属の委員は、身体拘束発生有無と、発生した場合は、その状況・背景等を記録し、身体拘束適正化検討委員会に報告する。報告用紙は、N01～3 及び必要と判断したケア記録のコピー等

- 5) 委員会は、事例の分析にあたっては身体的拘束の発生時の状況を分析し、身体拘束の発生原因、結果等を取りまとめ、身体拘束の更なる適正化に役立てる

#### 6) 緊急時の対応

入所者の状態急変などの緊急時は下記の医師への報告方法に基づき行う

- (1) 月曜から土曜 日勤帯は施設長が対応。施設長不在時は、非常勤医師が対応とし、17時30分以降の夜勤帯においては、下記の対応とする

- ①施設長へ電話連絡
- ②提携している在宅医に連絡をする

- (2) 日曜・祝日は、日勤・夜勤共に(1)の①②の対応とする

### 5. 非意図的身体拘束を疑われる状況を発見した場合の対応

- 1) 非意図的身体拘束と思われる状況を発見した場合、職員はインシデント・アクシデント報告用紙を用いて、直接部長室前のポストに投函する
- 2) 介護部長は、投函された事例を調査・確認後、委員会内で報告する
- 3) 委員会で身体拘束と判断された場合は、事例を改めて検討・分析し、改善策を講じる
- 4) 職員の個別の懲罰を目的とせず、倫理観向上のための方策を検討する
- 5) 報告された事例を委員会が分析・検討し、内容を職員へ周知徹底する

### 6. ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は本施設で使用するマニュアルと共に、すべての職員が閲覧可能とするほか、ご利用者やご家族も閲覧できるよう施設内に掲示し、ホームページでの公開を行う

作成：2006年9月

改正：2010年3月

改正：2016年1月

改正：2018年3月

改正：2020年1月

全面改訂：2024年4月